

災害等による

保険料の減免

災害等によって、住宅、家財、農作物等に著しい損害を受けたたり、事業の休廃止または失業により収入が減少したりして保険料を納めることが困難な場合は、納期限の7日前までに減免の申請をしてください。審査のうえ、判断をさせていただきます。



保険料の納め方

後期高齢者医療制度の保険料は、原則として年金から天引きする「特別徴収」で納付していただきます。ただし、次のいずれかに該当するかたは、納付書または口座振替により金融機関等で納付していただくこととなります(普通徴収)。

◆年金受給額が年額18万円未満のかた

◆介護保険料が年金から天引き(特別徴収)されていないかた

◆後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が、年金受給額の半分を超えるかた

昨年度中に保険料額の変更等により年金からの天引きが中止になったかたや、平成23年10月2日以降に後期高齢者医療制度に加入したかたは、年金からの天引きは、10月から開始予定です。それまでは、納付書または口座振替により納めていただきます。

特別徴収による納付は、申請により、口座振替による納付に変更することができます。納付方法の変更を希望されるかたは、手続きが必要になりますので、保険年金課医療福祉係までお問い合わせください。

※平成24年度の年間保険料額や納付方法についてのお知らせは、7月中旬に通知します。

7月1日から マル福医療福祉費受給者証が 新しくなります



7月1日から、マル福医療福祉費受給者(重度心身障害者・ひとり親家庭)のかたの受給者証が更新されます。

該当されるかたには、6月末までに新しい受給者証を送付します。県内の医療機関等で受診する際は、受給者証と被保険者証を必ず提示してください。

■お問合せ

保険年金課 岩井庁舎
内線1733・1736

赤十字奉仕団員を募集します

地域で困っているかたのお手伝いをしたい

災害被災地でボランティア活動をしたい

家庭でできる救急法や看護法を学んでみたい



赤十字奉仕団は、災害などで被災されたかたの支援や地域社会福祉活動の普及・推進を行っています。「地域で困っているかたのお手伝いをしたい」、「災害被災地でボランティア活動をしたい」、「家庭でできる救急法や看護法を学んでみたい」かた、ぜひご参加ください。

○団員の要件は？

- ・坂東市在住で、可能な範囲で奉仕団活動に参加できるかた
- ・活動のための費用(食事代や交通費)を自己負担できるかた

○主な活動は？

- ・研修会、講習会への参加(月1回程度、平日及び土日)
- ・災害などの被災地でのボランティア活動
- ・その他の地域福祉活動

日本赤十字社坂東市地区事務局 社会福祉課 猿島庁舎 内線2219